



事 務 連 絡
平成22年3月17日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設整備担当 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について
の一部改正等について

標記について、保護施設、障害福祉関係施設等の財産処分に係る通知及びQ & Aを別添のとおり送付しますので、当該取扱いにご留意の上、今後の事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、今般改正により包括承認事項として事前報告のみとされた財産処分について、既に申請書を提出済みの場合は、当該申請書を事前報告とみなして承認があったものとして取り扱うものとします。

(送付文書)

- 1 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分についての一部改正について
- 2 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金に係るQ & A

<担当>

社会・援護局福祉基盤課予算係
TEL:03-5253-1111(内線2864)

